

坂井市地域防災計画

第3編 原子力災害対策編

平成27年3月作成

平成30年3月修正

令和4年3月修正

令和8年3月修正

坂井市防災会議

目 次

第3編 原子力災害対策編

第1章 総則.....	1
第2章 原子力災害事前対策.....	17
第3章 緊急事態応急対策.....	29
第4章 原子力災害中長期対策.....	43

第1章 総則

第1章 総則

《目 次》

第1節 計画の方針.....	3
第2節 計画の基礎とするべき災害の想定.....	5
第3節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱.....	8
第4節 広域的な活動協力体制.....	15

第1節 計画の方針

第1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）（以下「災対法」という。）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）（以下「原災法」という。）に基づき、原災法第2条第3号の規定に基づく原子力事業者の原子炉の運転等（加工施設、原子炉、貯蔵施設、再処理施設、廃棄施設、使用施設（保安規定を定める施設）の運転、事業所外運搬（以下「運搬」という。）により、放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外（運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることによる原子力災害（以下「原子力災害」という。）の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関が、その有する全機能を有効に發揮して必要な体制を確立するとともに、防災に関してとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行により、市民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

なお、その他の放射性物質又は放射線の放出事故に際しても、これに準じて措置するものとする。

第2 計画の性格

1 市域に係る原子力災害対策の基本となる計画

本計画は、市域に係る原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画（原子力災害対策編）、福井県地域防災計画（原子力災害対策編）及び原子力規制委員会が定める原子力災害対策指針（以下「指針」という。）に基づいて作成したものであって、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する防災業務計画と抵触するがないようにするとともに、想定される全ての事態に対して対応できるよう対策を講じることとし、たとえ不測の事態が発生した場合であっても対処し得るよう柔軟な体制を整備する。

2 市地域防災計画における他の災害対策との関係

本計画は、本市において想定される原子力災害に対して、市が処理すべき事務又は業務に関し、地域内の関係機関の協力業務を含めて定めるものであり、災対法第42条の規定に基づき作成された「坂井市地域防災計画」の「原子力災害対策編」として坂井市防災会議が作成する計画である。

なお、本計画は以下の4章から構成され、計画に定めのない事項については「坂井市地域防災計画（一般対策編）」に準拠する。

- (1) 第1章 総則
- (2) 第2章 原子力災害事前対策
- (3) 第3章 緊急事態応急対策
- (4) 第4章 原子力災害中長期対策

3 計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針

本計画の作成又は修正に際しては、原災法第6条の2第1項の規定により、指針を遵守する。

第3 計画の修正

本計画は、災対法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。

第4 細部計画の策定

本計画を具体的に実施するに当たって必要な細部計画については、市各部局及び防災関係機関において定める。

第5 計画の周知徹底

本計画は、防災関係機関に対し周知徹底するとともに、市民への周知を図るため、広報・啓発活動に努める。

また、市各部局及び防災関係機関は、計画の遂行に当たって、それぞれの責務が十分果たせるよう平素から研修・訓練の実施により、本計画及び本計画に関連する他の細部計画の習熟に努める。

第2節 計画の基礎とするべき災害の想定

原子力災害対策を重点的に実施すべき地域における原子力施設からの放射性物質及び放射線の放出形態は過酷事故を想定し、以下のとおりとする。

第1 放射性物質又は放射線の放出

原子力施設においては、多重の物理的防護壁が設けられているが、これらの防護壁が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される。その際、大気への放出の可能性がある放射性物質としては、気体状のクリプトンやキセノン等の放射性希ガス、揮発性の放射性ヨウ素、気体中に浮遊する微粒子（エアロゾル）等がある。これらは、気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団（ブルーム）となり、移動距離が長くなる場合は拡散により濃度が低くなる傾向があるものの、風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性がある。

また、特に降雨雪がある場合には、地表に沈着し長時間留まる可能性が高い。

さらに、土壤や瓦礫等に付着する場合や冷却水に溶ける場合があり、それらの飛散や流出には特別な留意が必要である。

実際、平成23年3月に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故においては、格納容器の一部の封じ込め機能の喪失、溶融炉心から発生した水素の爆発による原子炉建屋の損傷等の結果、放射性セシウム等の放射性物質が大量に大気環境に放出された。また、炉心冷却に用いた冷却水に多量の放射性物質が含まれて海に流失した。したがって、事故による放出形態は必ずしも単一的なものでなく、複合的であることを十分考慮する必要がある。

第2 被ばくの経路

被ばくの経路には、大きく「外部被ばく」と「内部被ばく」の2種類がある。これらは複合的に起こり得ることから、原子力災害対策の実施に当たっては双方を考慮する必要がある。

1 外部被ばく

外部被ばくとは、体外にある放射線源から放射線を受けることである。

2 内部被ばく

内部被ばくとは、放射性物質を吸入、経口摂取等により体内に取り込み、体内にある放射線源から放射線を受けることである。

第3 原子力災害対策重点区域の範囲

県内における、原子力防災資機材、環境放射線モニタリング設備及び通信連絡設備の整備、避難対策の確立等の原子力災害対策を重点的に実施すべき区域（以下「原子力災害対策重点区域」という。）の範囲については、各原子力施設に内在する危険性および事故発生時の潜在的な影響の度合いを考慮しつつ原子力施設ごとに設定することを基本とし、指針において示されている目安に基づき、施設の特性、行政区画、地勢等地域に固有の自然的、社会的周辺状況等を勘案し、実施すべき対策の内容に応じて、以下に示す基準をもとに地域の範囲が定めるものとする。

また、同一の原子力事業所内に設置される全ての原子力施設の原子力災害対策重点区域の範囲の目安が同一である場合には、当該原子力事業所ごとに原子力災害対策重点区域を定めることができる。

なお、原子力災害の発生時に講ずべき防護措置は、異常事態が発生した施設の緊急事態区分等を踏まえたものとする。

(1) P A Z : Precautionary Action Zone (予防的防護措置を準備する区域)

急速に進展する事故を想定し、特定の事故事象が発生したら直ちに避難等を実施する区域で、原子力事業所からおおむね半径 5km の範囲を目安とする。

- (2) U P Z : Urgent Protective Action Planning Zone (緊急時防護措置を準備する区域)
 事故の不確実性や急速に進展する事故の可能性等を踏まえ、避難や屋内退避等を準備する区域で、原子力事業所からおおむね半径 30km の範囲を目安とする。
 この考え方による、福井県における原子力災害対策重点区域を包括する市町(以下「関係市町」という。)は次のとおりである。

◆福井県における原子力事業所及び関係市町◆

原子力施設 (※)	P A Z 関係市町 (おおむね 5km 圏)	U P Z 関係市町 (おおむね 30km 圏)
・日本原子力発電(株)敦賀発電所 2号機	敦賀市	敦賀市、美浜町、南越前町、 越前市、越前町、若狭町、 小浜市、池田町、鯖江市、福井市
・関西電力(株)美浜発電所 3号機	美浜町、敦賀市	美浜町、敦賀市、若狭町、 南越前町、小浜市、越前市、 越前町
・関西電力(株)大飯発電所 3号機、 4号機	おおい町、小浜市	おおい町、小浜市、高浜町、 若狭町、美浜町
・関西電力(株)高浜発電所	高浜町	高浜町、おおい町、小浜市、 若狭町

※ 同一の原子力事業所内に設置される全ての原子力施設の原子力災害対策重点区域の範囲の目安が同一である場合は、原子力事業所

下記の原子力施設は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「炉規法」という。）第43条の3の34第2項の規定に基づく廃止措置計画の認可を受け、かつ、照射済燃料集合体が十分な期間冷却されたものとして原子力規制委員会が定めた原子炉施設であることから、指針に基づき原子力災害対策重点区域の範囲は原子力施設から概ね5kmを目安とし、当該原子力災害対策重点区域の全てをUPZとし、関係市町は下表のとおりとする。

原子力事業所もしくは施設	UPZ関係市町 (おおむね5km圏)
・日本原子力発電㈱敦賀発電所1号機 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構新型転換炉原型炉ふげん	敦賀市
・ 国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 高速増殖原型炉もんじゅ	敦賀市、美浜町
・関西電力㈱美浜発電所1号機、2号機	美浜町、敦賀市
・関西電力㈱大飯発電所1号機、2号機	おおい町、小浜市

第4 原子力災害対策重点区域外における対応

本市は、原子力災害対策重点区域には含まれていないが、県の広域避難計画に基づき、関係市町住民の広域避難の受入れ等に対応するため、原子力災害発生時における関係市町の応援、広域避難への対応、市民への広報等について定める。

なお、UPZ外においても、ブルーム通過時には放射性ヨウ素の吸入による甲状腺被ばく等の影響もあることが想定され、その周辺を中心に防護措置が必要となる場合があることに十分留意するものとし、今後、国の防災基本計画、指針等及び福井県地域防災計画原子力災害対策編等の動向を踏まえ、適宜見直しを行うものとする。

第3節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務 又は業務の大綱

原子力防災に関し、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関の処理すべき事務又は業務は、「第1編 第1章 第2節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱」を基礎とし、次のとおりとする。

1 市

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 坂井市	① 関係市町の応援 ② 避難誘導の援助 ③ 広域避難所の開設 ④ 原子力防災に関する広報
(2) 嶺北消防組合	① 福井県広域消防相互応援協定に基づく業務

2 県

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 福井県	① 福井県防災会議原子力防災対策部会に関する事務 ② 原子力事業者防災業務計画に関する協議及び原子力防災要員の現況等の届出の受理 ③ 原災法に基づく立入検査と報告の徴収 ④ 原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官との連携 ⑤ 原子力防災に関する組織の整備 ⑥ 原子力防災に関する知識の普及及び啓発 ⑦ 原子力防災に関する教育・訓練 ⑧ 通信・連絡網の整備 ⑨ 原子力防災に関する機器及び諸設備の整備 ⑩ 環境条件の把握 ⑪ 災害状況の把握及び伝達 ⑫ 福井県原子力災害警戒本部及び原子力災害対策本部に関する事務 ⑬ 環境放射線モニタリングの実施及び結果の公表 ⑭ 広報 ⑮ 住民の退避・避難、立入制限等 ⑯ 救急救助及び消火に関する資機材の確保及び応援要請 ⑰ 緊急時医療措置に関する事務 ⑱ 飲食物等の摂取制限等 ⑲ 緊急輸送及び必要物資の調達 ⑳ 飲料水、飲食物及び生活必需品の供給 ㉑ 防災業務関係者の被ばく管理 ㉒ 自衛隊、国の専門家等の派遣要請及び受入れ ㉓ 災害救助法の適用 ㉔ 義援金、義援物資の受け入れ及び配分 ㉕ 広域応援の要請及び受け入れ ㉖ 文教対策

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 福井県（つづき）	<ul style="list-style-type: none"> ㉗ ボランティアの受入れ ㉙ 汚染の除去等 ㉙ 各種制限措置の解除 ㉚ 損害賠償の請求等に必要な資料の整備 ㉛ 風評被害等の影響の軽減 ㉝ 住民相談体制の整備 ㉞ 被災中小企業、被災農林畜水産業者等に対する支援 ㉟ 心身の健康相談体制の整備 ㉞ 物価の監視 ㉞ 関係市町の原子力災害対策に関する指示、指導、助言及び協力 ㉞ 関係市町を除く市町への原子力災害対策に関する情報伝達、応援協力要請等 ㉞ 隣接府県等への原子力災害対策に関する情報伝達、応援協力要請等 ㉞ 児童、生徒への原子力防災に関する知識の普及・指導 ㉞ 原子力災害時における児童・生徒の退避及び避難に関する体制の確立と実施 ㉞ 退避（避難）施設としての協力
(2) 福井県警察本部 (坂井警察署・坂井西警察署)	<ul style="list-style-type: none"> ① 周辺地域に関する情報収集 ② 周辺住民及び一時滞在者への情報伝達 ③ 避難の誘導及び屋内退避の呼び掛け ④ 交通の規制及び緊急輸送の支援 ⑤ 犯罪の予防等被災地における社会秩序の維持

3 指定地方行政機関

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 中部管区警察局	<ul style="list-style-type: none"> ① 管区内各県警察本部の指導・調整 ② 他管区警察局との連携 ③ 関係機関との協力 ④ 情報の収集及び連絡 ⑤ 警察通信の運用
(2) 北陸総合通信局	<ul style="list-style-type: none"> ① 電波の統制管理及び有線電気通信の監理 ② 原子力災害時における非常無線通信の運用監督
(3) 近畿中国森林管理局（福井森林管理署）	<ul style="list-style-type: none"> ① 国有林における汚染対策
(4) 近畿厚生局	<ul style="list-style-type: none"> ① 救援等に係る情報の収集及び提供

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
(5) 北陸財務局 (福井財務事務所)	① 地方公共団体に対する災害復旧事業債及び地方短期資金（災害つなぎ資金）の貸付 ② 原子力災害時における金融機関の緊急措置の指示 ③ 原子力災害応急措置の用に供する国有地の無償貸付 ④ 避難場所等として利用可能な国有財産（未利用地、庁舎、宿舎）の情報収集及び情報提供
(6) 中部運輸局 (福井運輸支局)	① 原子力災害時における船舶の運航事業者に対する航海協力要請 ② 原子力災害時における船舶の調達調整及び被災者、災害必需物資等の輸送調整 ③ 原子力災害時における施設等の選定及び収用の協力要請 ④ 原子力災害における自動車運送事業者に対する輸送協力要請 ⑤ 原子力災害時における自動車の調達調整及び被災者、災害必需物資等の輸送調達 ⑥ 原子力災害による不通区間における輸送、代替輸送等の指導
(7) 福井労働局 (福井労働基準監督署)	① 原子力事業所の労働者の被ばく管理及び労働災害防止に関する監督指導 ② 原子力災害時における労働災害調査の実施及び被災労働者の労災補償
(8) 近畿地方整備局(福井河川国道事務所)	① 一般国道（指定区間）の管理
(9) 北陸農政局 (福井県拠点)	① 農産物・農地の汚染対策及び除染措置の指導 ② 原子力災害時における主米穀及び応急用食料等の確保と引渡
(10) 第八管区海上保安本部(敦賀海上保安部 福井海上保安署)	① 海難救助、海上における安全及び治安の確保、船舶交通の規制 ② 海上におけるモニタリング支援 ③ 海上における緊急輸送
(11) 東京管区気象台 (福井地方気象台)	① 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表 ② 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説 ③ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 ④ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言の実施 ⑤ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発の実施
(12) 近畿経済産業局	① 原子力災害の情報収集および対応に関する協力 ② 電力・ガスの供給の確保および復旧支援 ③ 防災関係物資や生活必需品、燃料等の適正な価格による円滑な供給の確保 ④ 中小企業対策等、原子力災害対応のうち経済産業省の所掌に関する対応
(13) 中部経済産業局 (電力・ガス事業北陸)	① 原子力災害の情報収集及び対応に関する協力 ② 電気の応急・復旧

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
支局)	
(14) 北陸地方整備局 (敦賀港湾事務所)	① 港湾区域内の直轄港湾施設および防災施設の整備
(15) 大阪航空局 (小松空港事務所)	① 原子力災害時における飛行場使用に関する相互調整

4 自衛隊

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 自衛隊	① モニタリング支援 ② 被害状況の把握 ③ 避難の援助 ④ 避難者等の捜索救助 ⑤ 消防活動 ⑥ 救護 ⑦ 人員及び物資の緊急輸送 ⑧ スクリーニング及び除去 ⑨ その他臨機の必要に応じ、自衛隊の能力で対処可能なもの

5 指定公共機関及び指定地方公共機関

機関名	支店名	処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 西日本電信電話(株)	福井支店	① 原子力災害時における有線通信の確保
(2) 日本赤十字社	福井県支部	① 原子力災害時における医療救護活動の実施 ② 原子力災害時における義援金の受付
(3) 日本郵便(株)	北陸支社	① 原子力災害時における郵便業務の確保 ② 原子力災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び救護対策 ③ 原子力災害時における郵便局の窓口業務の維持
(4) (株) NTT ドコモ 北陸支社	福井支店	① 原子力災害時における被災移動通信施設の復旧
(5) KDDI(株)	中部北陸総支社	① 原子力災害時における被災通信施設の復旧
(6) ソフトバンク(株)	地域総務部 (北陸)	① 原子力災害時における被災通信施設の復旧
(7) 楽天モバイル(株)	大阪支社	① 原子力災害時における被災通信施設の復旧
(8) (一社)福井県医師会		① 原子力災害時における医療救護活動の実施
(9) 公共交通機関 ・西日本旅客鉄道(株) ・(株)ハピラインふくい ・えちぜん鉄道(株) ・京福バス(株) ・福井鉄道(株)	金沢支社	① 原子力災害時における物資及び人員の緊急輸送
(10) 自動車輸送機関 ・日本通運(株) ・福山通運(株) ・佐川急便(株) ・ヤマト運輸(株) ・濃飛西濃運輸(株)	福井支店 福井支店 本社(中日本) 福井主管支店 福井支店	① 災害対策用物資の輸送
(11) 中日本高速道路 (株)金沢支社	敦賀保全・サービスセンター	① 原子力災害時における道路交通の確保等
(12) 西日本高速道路(株) 関西支社	福知山高速道路事務所	① 原子力災害時における道路交通の確保等
(13) 報道機関 ・日本放送協会福井放送局 ・福井放送(株) ・福井テレビジョン放送(株) ・福井エフエム放送(株)		① 原子力防災に関する知識の普及の協力 ② 原子力災害時における広報 ③ 災害情報及び各種指示等の伝達

機関名	支店名	処理すべき事務又は業務の大綱
(14) 電力関係機関 ・関西電力（株） ・日本原子力発電（株） ・国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構	原子力事業本部 敦賀発電所 敦賀廃止措置実 証本部	① 原子力事業者防災業務計画の作成及び修正 ② 原子力防災体制の整備及び原子力防災組織の運営 ③ 放射線測定設備及び原子力防災資機材の整備 ④ 緊急事態応急対策の活動で整備する資料の整備、施設及び設備の整備点検 ⑤ 原子力防災教育及び原子力防災訓練の実施 ⑥ 関係機関との連携 ⑦ 緊急時における通報及び報告 ⑧ 緊急時における応急措置 ⑨ 緊急事態応急対策 ⑩ 原子力災害事後対策の実施 ⑪ その他、県及び関係市町が実施する原子力災害対策への積極的な協力
・北陸電力（株）	福井支店	① 緊急時モニタリングの協力（国の要請による） ② その他、県及び関係市町が実施する原子力災害対策への積極的な協力
(15) 研究機関 ・国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力緊急時支援・研修センター ・国立研究開発法人 量子科学技術研究開発機構		① 原子炉工学、放射線防護等の専門家による事故事象の評価・検討及び緊急事態応急対策への技術的支援 ② 緊急時モニタリング要員及び機器の動員 ③ 原子力防災に関する研修 ④ 原子力防災訓練への参画
(16) (公財)福井原子力センター		① 原子力防災に関する知識の普及 ② 県・市町が実施する災害応急対策への協力
(17) ガス関係機関 ・(一社)福井県LPGガス協会		① 原子力災害時における施設の整備、防災管理 ② 原子力災害時におけるガス供給の確保

6 公共団体その他防災上重要な施設の管理者

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 坂井地区医師会	① 原子力災害時における医療救護活動の実施
(2) 福井県農業協同組合 坂井基幹支店	① 農産物の出荷制限等応急対策の指導 ② 食糧供給支援 ③ 有線放送設備等を利用しての広報活動等の協力

第3編 第1章 総則

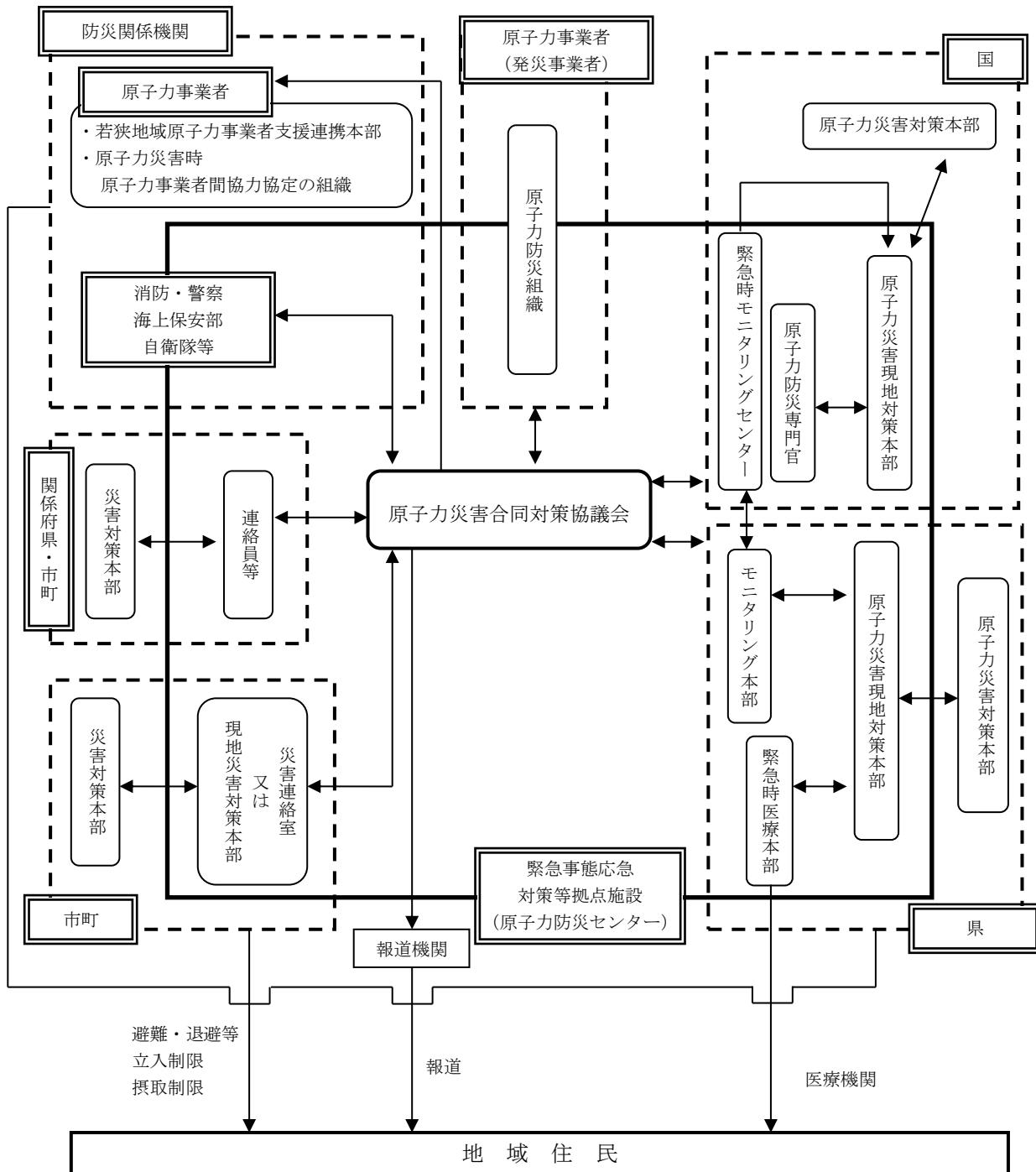
第3節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
(3) 坂井森林組合	① 林産物に関する対策の指導
(4) 三国港機船底曳網漁業協同組合、三国港漁業協同組合、雄島漁業協同組合	① 漁船等への広報協力 ② 水産物の出荷制限等応急対策の指導
(5) 坂井市商工会	① 救助用物資及び復旧資材の確保、協力並びにあっせん

第4節 広域的な活動協力体制

原子力災害の特殊性に鑑み、国、国から派遣される専門家、原災法第30条第2項の規定に基づく業務を行う原子力防災専門官（以下「原子力防災専門官」という。）、上席放射線防災専門官、県、県内市町、原子力事業者その他防災関係機関等が相互に協力し、広範な活動体制を整え、強力に対処する。その体制の概念は、次に示すとおりである。

◆防災対策図（概念図）◆



第2章 原子力災害事前対策

第2章 原子力災害事前対策

《目 次》

第1節 情報収集・連絡体制等の整備	19
第2節 緊急事態応急体制の整備	21
第3節 避難収容活動体制の整備	22
第4節 原子力防災等に関する知識の普及啓発	25
第5節 核燃料物質等の運搬中の事故への対応	27

第1節 情報収集・連絡体制等の整備

【主な実施担当】

危機管理対策課、嶺北消防組合

【実施計画】

県、関係市町その他防災関係機関と原子力防災体制に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、情報収集・連絡体制の整備を図る。

第1 通信連絡設備等の整備

市は、原子力災害時に、防災活動の円滑な推進を図るとともに、市民に対する適切な情報提供を行うため、原子力施設の状況報告や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、移動系防災行政無線や衛星携帯電話など多様な媒体の活用や機動性のある緊急通信手段の確保等を推進する。また、電気通信事業者に対する移動基地局車両の派遣要請などの緊急措置について事前調整するものとする。

第2 市と関係機関相互の連携体制の確保

市は、原子力災害に対し万全を期すため、県その他防災関係機関との間において確実な情報の収集・連絡体制を図ることを目的として、次の項目を参考にして情報の収集・連絡に係る要領を作成し、県その他関係機関等に周知するとともに、情報通信のためのネットワークを強化する。

- (1) 県からの連絡を受信する窓口（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した、代替となる手段や連絡先を含む。）
- (2) 防護措置の決定者への連絡方法（報告内容、通信手段、通常の決定者が不在の場合の代替者（優先順位つき）を含む。）
- (3) 関係機関への指示連絡先（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した、代替となる手段（衛星電話等非常用通信機器等）や連絡先を含む。）
- (4) 防護措置に關係する社会的状況把握のための情報収集先

第3 地域原子力防災協議会

県は、関係府省庁、関係府県等で構成する地域原子力防災協議会に参画し、要配慮者対策、避難先や移動手段の確保など地域防災計画・避難計画等の具体化・充実化に向けた調整を行うものとする。

また、県及び市は、地域原子力防災協議会において具体化・充実化された内容について、地域防災計画・避難計画等に反映するとともに、訓練を実施し、必要な改善を図るものとする。

第4 市民等への的確な情報伝達体制の整備

- (1) 市は、市民等に対して必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、防災行政無線、広報車、防災行政メール、音声一斉配信サービス、防災アプリ、緊急速報メール、インターネット等を用いた市民への伝達体制を整備するとともに、放送事業者、通信社、新聞社、公共情報コモンズ等多様なメディアの活用体制の整備に努める。
- (2) 市は、地震や津波等との複合災害における情報伝達体制を確保するとともに、市民等への的確な情報を常に伝達できるよう、防災行政無線等の無線設備、広報車両等の施設、装備の整備を図る。

(3) 市は、原子力災害の特殊性に鑑み、国や県と連携し、要配慮者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時からこれらの者に対する情報伝達体制の整備に努める。

第2節 緊急事態応急体制の整備

【主な実施担当】

関係各課、**嶺北消防組合**

【実施計画】

原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、以下に掲げる緊急事態応急体制に係る事項について検討するとともに、あらかじめ必要な体制を整備する。

また、検討結果等については、第3章「緊急事態応急対策」に反映させる。

第1 警戒態勢をとるために必要な体制等の整備

市は、情報収集事態若しくは警戒事態の発生を認知した場合又は施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡が行えるよう、あらかじめ非常参集職員の名簿（衛星電話等非常用通信機器の連絡先を含む。）等を含む体制図を作成し、参集基準や連絡経路を明確にしておくなど、職員の参集体制の整備を図る。

第2 広域的な応援協力体制の拡充・強化

- (1) 市は、国及び県と協力し、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難やスクリーニング（「居住者、車両、家庭動物、携行品等の放射線量の測定」をいう。以下同じ。）等の場所等に関する広域的な応援体制及び必要に応じて、周辺市町と相互に後方支援を担える体制の整備に向けて、県の協力のもと、市町間の応援協定締結の促進を図り、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、市との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制、後方支援等について必要な準備を整える。
- (2) 市は、屋内退避又は避難のための立退き（具体的な避難経路、避難先を含む。）の指示等を行う必要がある場合に備え、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整える。

第3 事態の長期化及び複合災害に備えた体制の整備

市は、国、県及び関係機関等と連携し、事態が長期化した場合に備え、職員の動員体制をあらかじめ整備するとともに、複合災害（同時又は連續して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、備えを充実する。

また、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、防災関係機関との相互の連携を図る。

第3節 避難収容活動体制の整備

【主な実施担当】

総務課、危機管理対策課、各支所、市民協働課、福祉総合相談課、社会福祉課、子ども福祉課、保育課、高齢福祉課、健康増進課、保険年金課、観光交流課、教育総務課、学校教育課

【実施計画】

国、県及び関係市町と連携のもと、広域避難者の受入れ、屋内退避、避難誘導、避難所への収容等のため、必要な体制の整備を図る。

第1 避難所等の整備等

1 避難所等の整備

市は、学校、コミュニティセンター等公共的施設等を対象に、避難等を行うため、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し、市民への周知徹底を図る。

また、一般の避難所では生活することが困難な要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努める。

なお、避難所として指定された建物については、必要に応じ、衛生管理等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。

2 避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等の確保

市は、県等と連携し、広域避難も想定して、避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等の整備に努める。

3 被災者支援の仕組みの整備

市は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組みの整備等に努める。

4 避難所における設備等の整備

市は、避難所において、貯水槽、井戸、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、携帯トイレ、簡易トイレ、マット、簡易ベッド、段ボールベッド、パーテイション非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレ、間仕切りなど、要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設及び設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ、掲示板等の機器や、感染症対策に必要な物資等の整備を図り、家庭動物の飼養に関する資材についても整備に努める。パーテイションや段ボールベッド、簡易ベッド等については、避難所開設当初から設置するよう努めるものとする。

5 物資の備蓄に係る整備

市は、各支所又は指定避難所単位に備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、避難所として指定した学校等において、備蓄のためのスペース、通信設備の整備等を進める。

第2 広域避難等

1 広域一時滞在に係る応援協定の締結

市は、県と連携し、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手

順等を定めるよう努める。

2 広域避難者の受入れ、協力体制の整備

市は、福井県広域避難計画要綱及び関係市町があらかじめ作成した避難計画に基づき、広域避難者の誘導、受入れ等の避難を支援するために必要な体制を整備する。

広域避難者受入体制に当たっては、国、県及び広域避難受入元市町と協力し、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難やスクリーニング（「居住者、車両、携行品等の放射線量の測定」をいう。以下同じ。）等の場所等に関する整備に努めるとともに、必要に応じて、周辺市町と相互に後方支援を担える体制の整備を行う。

3 居住地以外の市町村に避難する被災者に関する情報を共有する仕組みの整備

市は、国及び県の支援のもと、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元の市町村と共有する仕組みを整備し、円滑な運用・強化を図る。

◆広域避難受入予定市町等◆

受入元市町	地域 (小学校区別)	受入予定地
鯖江市	鯖江東	丸岡体育館 他 8 箇所
	中河	丸岡城のまちコミュニティセンター 他 8 箇所
越前市	神山	福井県児童科学館 他 1 箇所
	大虫	春江B & G海洋センター 他 9 箇所
	坂口	坂井市ゆりの里公園
	王子保	文化の森・YURI 文化情報交流館 他 3 箇所
	白山	坂井市立大石小学校 他 3 箇所
	武生南	丸岡町総合福祉保健センター（その他あわら市との連携による。）
越前町	朝日	三国体育館 他 6 箇所
	常磐	坂井市立加戸小学校
	糸生	坂井市みくに市民センター
	宮崎	坂井市立三国西小学校 他 12 箇所
	四ヶ浦	三国コミュニティセンター 他 1 箇所
	城崎	坂井市立三国中学校 他 2 箇所
	織田	坂井体育館 他 4 箇所
	萩野	福井県立坂井高等学校 他 2 箇所

第3 要配慮者の避難誘導・移送体制等の整備

市は、県の協力のもと、要配慮者及び一時滞在者への対応を強化するため、避難誘導や搬送・受入体制を整備するものとし、避難誘導に当たっては、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について十分配慮するなど、原子力災害の特殊性に留意し、次の項目に取り組む。

- (1) 要配慮者及び一時滞在者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、周辺住民、自主防災組織、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時から、要配慮者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努める。
- (2) 要配慮者及び一時滞在者に災害情報が迅速かつ滞りなく伝達できるよう、情報伝達体制を整備するとともに、避難誘導体制の整備を図る。

- (3) 必要に応じて避難誘導や搬送、福祉避難所や福祉サービスの提供等の受入体制の整備を支援する。

第4節 原子力防災等に関する知識の普及啓発

【主な実施担当】

危機管理対策課、市民協働課、学校教育課

【実施計画】

市民においても、平常時から原子力防災に関する基礎的な知識を得て、万一の緊急時にどのような行動が必要になるかを理解しておくことが円滑な防護活動を実施する上で必要である。このため、市は、防災広報、防災教育等の機会やインターネットなどを活用して市民の原子力防災に関する知識の普及啓発に努める。

第1 市民に対する防災知識の普及

1 広報活動

市は、国、県及び原子力事業者と協力して、市民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため次に掲げる事項について広報活動を実施する。

- (1) 放射性物質及び放射線の特性
- (2) 原子力施設の概要
- (3) 避難所等の位置、避難所運営体制等
- (4) 原子力災害と原子力防災対策
 - ① 過去の原子力災害の事例
 - ② 原子力災害に関する特性
 - ③ 原子力災害対策特別措置法の概要
 - ④ 県、国等が緊急時に講じる原子力防災対策の内容
- (5) 原子力災害時における留意事項
 - ① 緊急時にとるべき行動
 - ② 避難所等での行動
 - ③ 飲料水、飲食物等備蓄物資の留意点
- (6) その他必要な事項

2 広報の方法

防災知識の普及に当たっては、広報紙、パンフレット等のほか、報道機関等の協力を得るとともに、ビデオやインターネット等を活用する。

3 防災教育の充実

市は教育機関、民間団体等との密接な連携のもと、防災教育を実施するものとし、学校教育の場においても、原子力災害に関する知識の普及に努める。

4 避難状況の把握

市は、避難状況の確実な把握に向けて、市が指定した避難所以外に避難をした場合等には、市に居場所と連絡先を連絡するよう、市民等へ周知する。

5 災害に関する資料の公開

市は、国及び県と連携し、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。

第2 防災業務関係者の人材育成

市は、国及び県と連携し、応急対策全般への対応力を高めることにより、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、国、指定公共機関等が防災業務関係者に向けて実施する原子力防災に関する研修の積極的な活用を推進するなど、人材育成に努める。

第5節 核燃料物質等の運搬中の事故への対応

【主な実施担当】

危機管理対策課、各支所、嶺北消防組合、坂井消防団

【実施計画】

核燃料物質等の運搬中の事故については、輸送が行われる都度に経路が特定され、原子力施設のように事故発生場所があらかじめ特定されないこと等の輸送の特殊性に鑑み、原子力事業者と国が主体的に防災対策を行うことが実効的であるとされている。

防災関係機関においては、こうした輸送の特殊性等を踏まえて対応する。

第1 嶺北消防組合

嶺北消防組合は、事故の通報を受けた場合、直ちにその旨を県危機管理課に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等に協力して、消火、人命救助、救急等必要な措置を実施する。

第2 坂井・坂井西警察署

坂井・坂井西警察署は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制、周辺住民等への情報伝達等必要な措置を実施する。

第3 敦賀海上保安部福井海上保安署

敦賀海上保安部福井海上保安署は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、海上保安職員の安全確保を図りつつ、原子力事業者等と協力して、事故発生場所海域への立入制限、人命救助等に関する必要な措置を実施する。

第4 市及び県

市及び県は、事故の状況の把握に努めるとともに、国の指示に基づき、事故現場周辺の住民避難等、一般公衆の安全を確保するために必要な措置を講じる。

第3章 緊急事態応急対策

第3章 緊急事態応急対策

《目 次》

第1節 緊急時の通報連絡.....	31
第2節 緊急時活動体制の確立.....	37
第3節 市民等への的確な情報伝達活動.....	38
第4節 屋内退避等の防護措置.....	40

第1節 緊急時の通報連絡

【主な実施担当】

危機管理対策課、各支所、関係各課、嶺北消防組合

【実施計画】

原子力災害において、防災関係機関が応急対策活動を実施するために、迅速かつ的確な通報連絡が重要であることから、原子力災害の事象に応じた通報連絡体制及びその内容について定める。

第1 警戒事態（第1段階）発生時

1 通報連絡

(1) 国が行う通報連絡

国（原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部）は、警戒事態の発生を確認するとともに、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部から関係省庁、県、関係市町に対し連絡を行う。

また、UPZ外の区域を管轄する市町（坂井市を含む。以下同様とする。）に対しては、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう要請する。その際併せて、気象情報を提供するものとする。

(2) 県が行う通報連絡

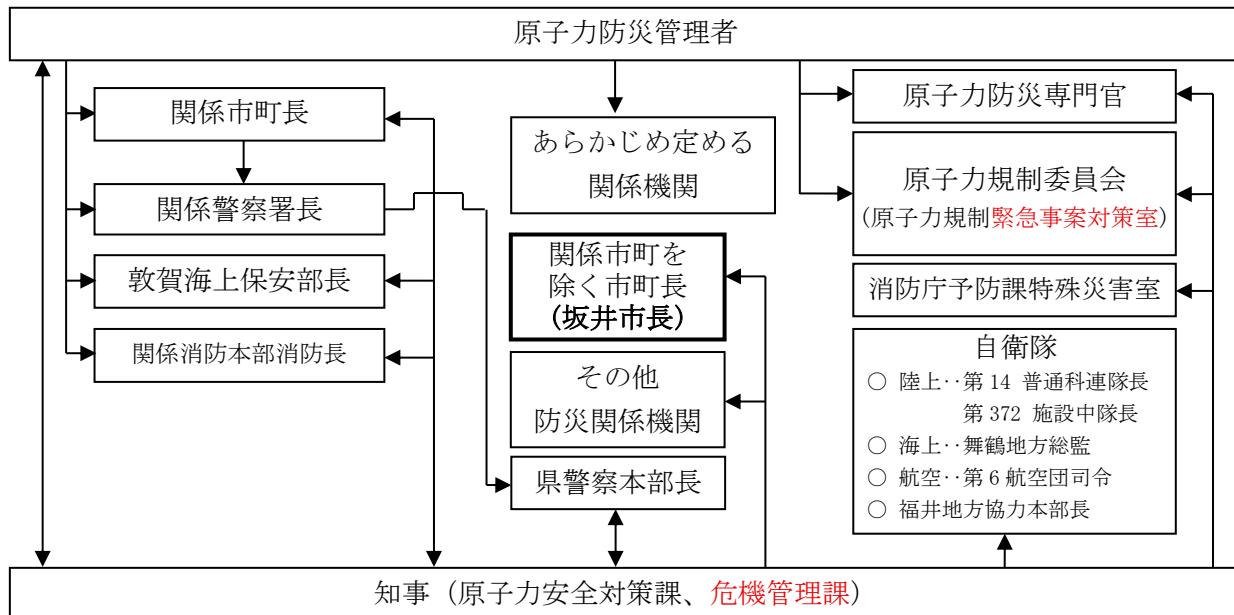
原子力事業者から警戒事態発生の通報を受けた県は、直ちに国（原子力規制委員会及び消防庁特殊災害室）、原子力防災専門官、県内全市町（坂井市を含む。以下同様とする。）、県内全消防本部（局）、県警察本部、敦賀海上保安部及び自衛隊（陸上自衛隊第14普通科連隊（第3科）、陸上自衛隊第372施設中隊、海上自衛隊舞鶴地方総監部防衛部、航空自衛隊第6航空団防衛部及び自衛隊福井地方協力本部。以下本節において同様とする。）に連絡するとともに、その他の防災関係機関にも連絡する。

また、国（原子力規制委員会）から警戒事態発生の連絡を受けた場合は、直ちに県内全市町、県内全消防本部（局）、県警察本部、敦賀海上保安部及び自衛隊に連絡するとともに、その他の防災関係機関にも連絡する。

(3) 緊急時における通報連絡系統

緊急時における通報連絡系統は、次図のとおりである。

◆緊急時の通報連絡系統◆



2 災害状況の報告及び連絡

(1) 県が行う連絡

- ① 原子力防災管理者から災害の経過状況、応急対策の実施状況等について連絡を受けた県は、直ちに国（原子力規制委員会及び消防庁特殊災害室）、原子力防災専門官、県内全市町、県内全消防本部（局）、県警察本部、敦賀海上保安部、自衛隊及び必要に応じその他防災関係機関に連絡する。
- ② 県は、緊急時モニタリング計画に基づき実施した環境放射線モニタリングの結果を遅滞なく国（原子力規制委員会及び消防庁特殊災害室）、原子力防災専門官、県内全市町、県内全消防本部（局）、県警察本部、敦賀海上保安部、自衛隊、また、必要に応じその他防災関係機関に連絡する。
- ③ 県は、自ら実施する応急対策の活動状況、県防災ヘリコプター、衛星車載局等により収集した情報、国及び原子力防災専門官から得た情報、関係市町、県警察本部、関係消防本部、敦賀海上保安部、自衛隊その他防災関係機関の災害状況等をとりまとめ、遅滞なく上記①に定める防災関係機関に連絡する。

(2) 市が行う連絡等

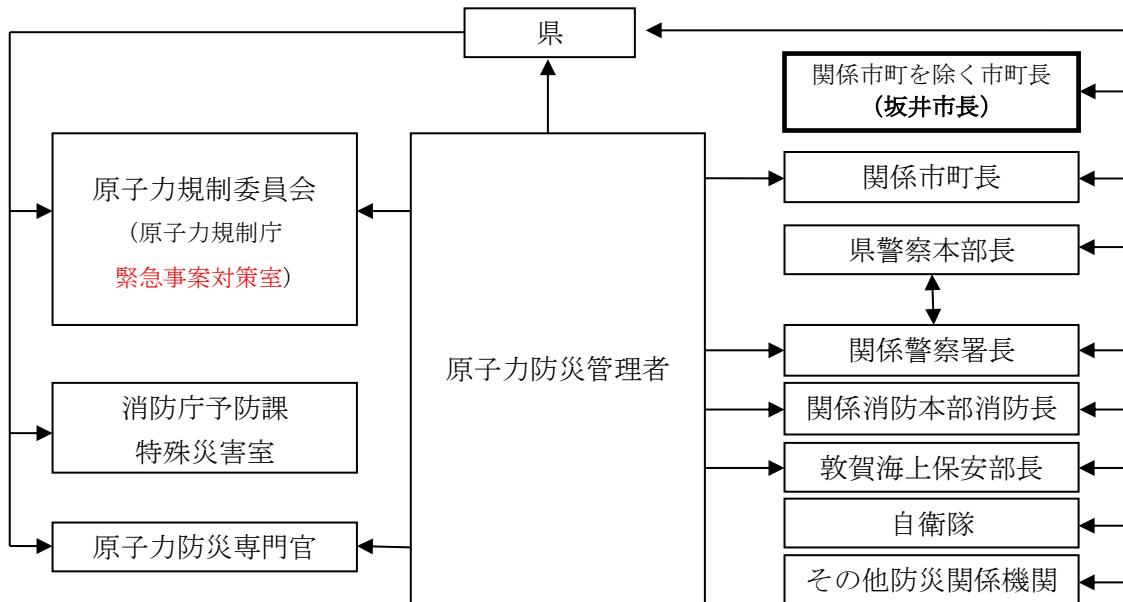
市は、嶺北消防組合、坂井・坂井西警察署、関係機関及び必要に応じ、指定地方公共機関との間において、県から通報・連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を隨時連絡するなど、連絡を密にする。

(3) 災害状況の報告及び連絡系統

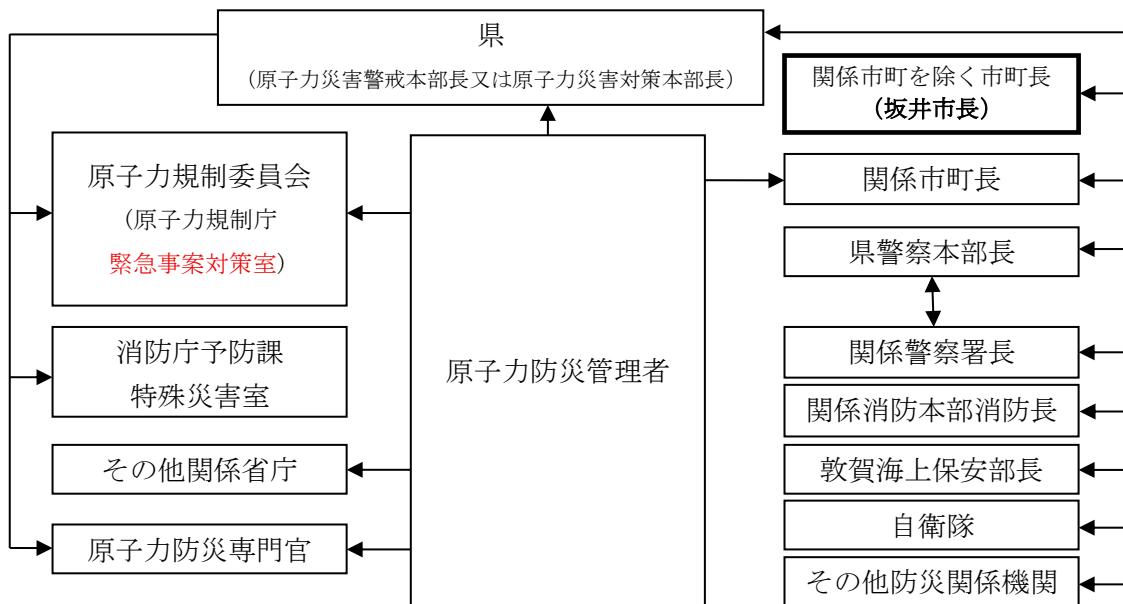
災害状況の報告及び連絡系統は次図のとおりである。

◆災害状況の報告及び連絡系統図◆

① 県の原子力災害警戒本部設置前



② 県の原子力災害警戒本部設置後



第2 施設敷地緊急事態（第2段階）発生時

1 通報連絡

(1) 国（原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部）が行う通報連絡

原子力防災管理者から通報を受けた国（原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部）は、通報を受けた事象について、発生を確認したこと及び事象の概要、事象の今後の進

展の見通し等の事故情報を、官邸（内閣官房）、内閣府、県、関係市町、関係府県、県警察本部及び公衆に連絡する。

また、P A Z 関係市町に対し、施設敷地緊急事態要避難者の避難実施、施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うよう、U P Z 関係市町に対しては、屋内退避の準備を行うよう、U P Z 外の区域を管轄する市町に対しては、避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れ及び施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう、要請する。

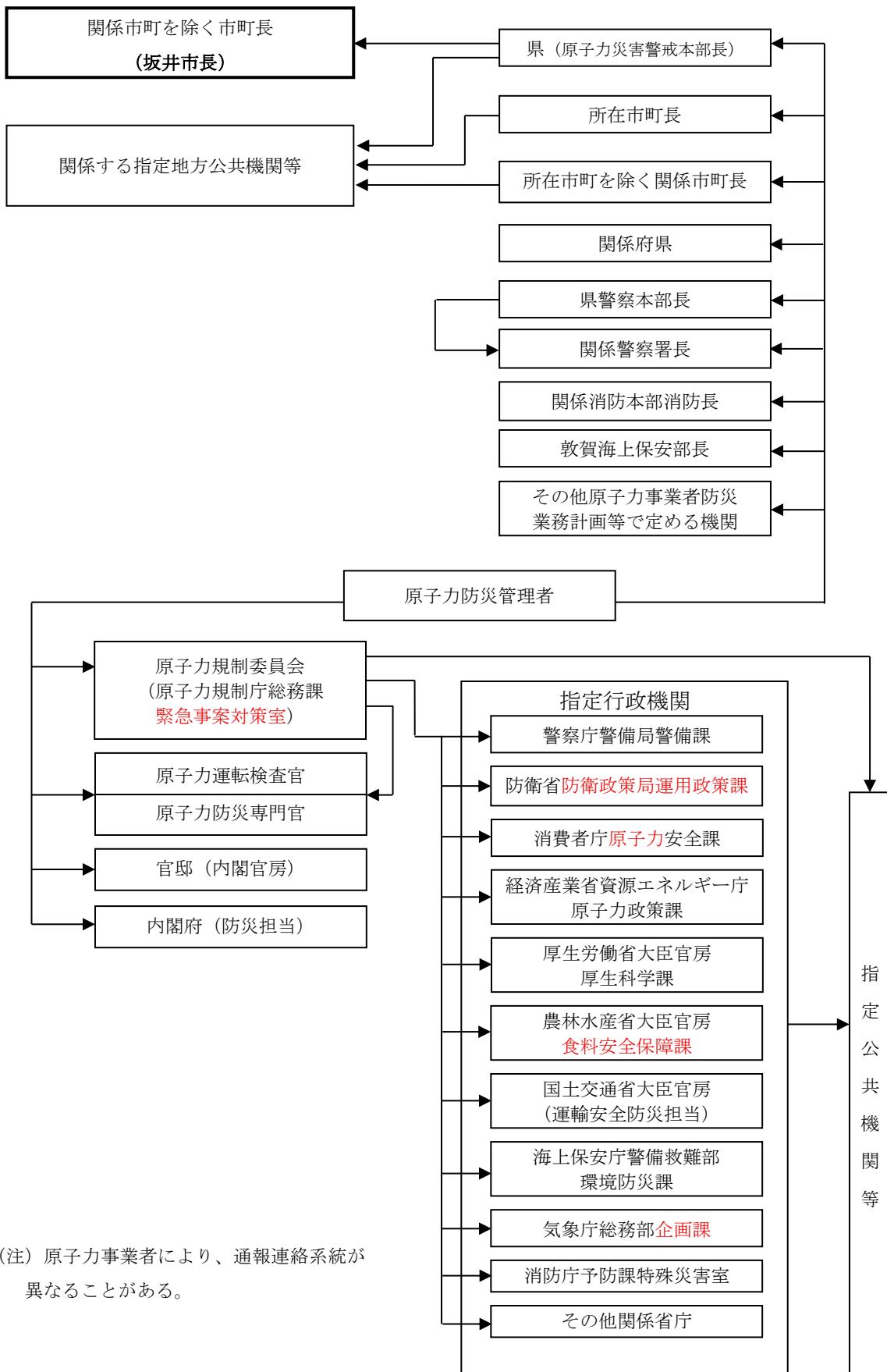
(2) 県が行う通報連絡

国（原子力規制委員会）、原子力防災専門官及び原子力防災管理者から通報・連絡を受けた県は、通報・連絡を受けた事項について、直ちに県内全市町、県内全消防本部（局）、県警察本部、敦賀海上保安部、自衛隊及び関係する指定地方公共機関に連絡する。

(3) 施設敷地緊急事態発生時における通報連絡系統

施設敷地緊急事態発生時における通報連絡系統は、次図のとおりである。

◆施設敷地緊急事態発生時の通報連絡系統◆



(注) 原子力事業者により、通報連絡系統が異なることがある。

2 災害状況の報告及び連絡

(1) 県が行う連絡等

- ① 県は、国（原子力規制委員会）及び原子力防災専門官から情報を得るとともに、原子力防災管理者等から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、相互の連絡を密にする。
- ② 県は、県内全市町、県内全消防本部（局）、県警察本部、敦賀海上保安部、自衛隊及び必要に応じその他指定地方公共機関との間において、原子力防災管理者及び国（原子力規制委員会）から通報・連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、連絡を密にする。

なお、県は、国の現地事故対策連絡会議設置後、応急対策活動の状況等について、現地事故対策連絡会議に報告するものとし、情報の共有を行うなど、連絡を密にする。

(2) 市が行う連絡等

- ① 市は、**嶺北消防組合**、坂井・坂井西警察署、関係機関及び必要に応じ、指定地方公共機関との間において、県から通報・連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、連絡を密にする
- ② 市は、自ら行う応急対策活動状況等を、隨時県に連絡するなど、連携を密にする。

第3 全面緊急事態（第3段階）発生時及び原子力緊急事態宣言発出後

1 国（原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部）が行う通報連絡

国（原子力規制委員会）は、全面緊急事態（第3段階）又は原子力緊急事態が発生したと判断したときは、直ちに指定行政機関、関係省庁及び関係地方公共団体に連絡を行う。

2 県が行う対応

- (1) 国（原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部）、原子力防災専門官及び原子力防災管理者から通報・連絡を受けた県は、通報・連絡を受けた事項について、直ちに県内全市町、県内全消防本部（局）、県警察本部、敦賀海上保安部、自衛隊及び関係する指定地方公共機関に連絡する。
- (2) 県は、原子力緊急事態宣言発出後、現地原子力防災センターに設置される機能班に職員を派遣することにより、常時必要な情報を共有するとともに、災害対策本部が行う緊急事態応急対策について、必要な調整を行う。

3 市が行う対応

- (1) 市は、**嶺北消防組合**、坂井・坂井西警察署、関係機関及び必要に応じ、指定地方公共機関との間において、県から通報・連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、連絡を密にする
- (2) 市は、自ら行う応急対策活動状況等を、隨時県に連絡するなど、連携を密にする。

第4 通信手段の確保等

市は、県から原子力災害に係る通報があったとき、直ちに情報連絡のための通信手段を確保する。

また、地震や津波等の影響に伴い、一般回線が使用できない場合は、別途整備されている衛星通信回線、防災行政無線等を活用し、情報収集・連絡を行う。

第2節 緊急時活動体制の確立

【主な実施担当】

関係各課

【実施計画】

原子力災害に際しては、防災関係機関と連携のもと、迅速かつ的確に対応することが重要であることから、県と緊密な連携を図り、原子力災害の事象に応じた組織体制を確立する。

なお、原子力災害時における、本市の活動体制は、「第1編 第3章 第1節 緊急活動体制計画」に準ずるものとするが、原子力災害時においては、緊急事態区分に応じて配備をとるとともに、複合災害の発生に留意するものとし、複合災害が発生した場合は、災害対策本部において災害種別に想定している班や要員の重複を調整し、一元的に災害対応を行うための体制づくりに努める。

第3節 市民等への的確な情報伝達活動

【主な実施担当】

危機管理対策課、秘書広報課、各支所、市民生活課

【実施計画】

流言、飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の市民等の適切な判断と行動を助け、市民等の安全を確保するためには、正確かつ分かりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。

また、市民等から、問合せ、要望、意見などが数多く寄せられるため、適切な対応を行える体制を整備する。

第1 市民等への情報伝達活動

市は、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における市民等の心理的動搖あるいは混乱をおさえ、異常事態による影響をできる限り低くするため、市民等に対する的確な情報提供、広報を迅速かつ分かりやすく正確に行う。

1 広報の留意事項

市は、市民等への情報提供に当たっては、国及び県と連携し、情報の一元化を図るとともに、情報の発信元を明確にし、あらかじめわかりやすい例文を準備する。

また、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努める。

さらに、情報の空白時間がないよう、定期的な情報提供に努める。

市は、防災ネット（Lアラート（災害情報共有システム）を含む）を活用し、避難者等の安否情報、災害情報等を迅速に収集するとともに、市民、防災関係機関等に対して的確な情報を提供するものとする。

2 広報事項

(1) 県が原子力災害警戒本部を設置した場合

- ① 市からの緊急広報であること。
- ② 県が原子力災害警戒本部を設置したこと。
- ③ 原子力災害が発生した原子力事業所の名称及びその場所
- ④ 事故の状況
- ⑤ 放射性物質又は放射線の放出状況、今後の予測及び環境への影響
- ⑥ 原子力災害が発生した原子力事業所の対応状況
- ⑦ 市、県その他防災関係機関の対応状況
- ⑧ 市民及び一時滞在者のとるべき措置
- ⑨ 相談窓口の設置場所及び問合せ先
- ⑩ その他必要事項

(2) 県が災害対策本部を設置した場合

上記(1)に掲げる広報事項に準じる。

(3) 原子力緊急事態宣言が発出された場合

原子力緊急事態宣言発出後は、原子力災害合同対策協議会の場を通じて広報内容を十分確認した上で、広報活動を行う。

上記(1)に掲げる広報事項に加え、次に掲げる事項についても広報する。

- ① 内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出したこと。

- ② 国の原子力災害対策本部及び原子力災害現地対策本部が設置されたこと。
- (4) 防護措置区域を決定した指示があった場合

上記(1)に掲げる広報事項に加え、次に掲げる事項についても広報する。

- ① 決定した防護措置の内容
- ② 防護措置区域の範囲及び具体的な設定地域の内容
- ③ 防護措置区域及びその周辺の交通規制の内容
- ④ 安定ヨウ素剤の服用及び飲料水、飲食物等の摂取制限に関する事項

なお、防護措置区域を決定した指示があった場合以後については、避難所等施設内に対しても同様の事項を広報する。

第2 要配慮者及び外国人への広報

市は、県及び関係市町と連携し、テレビ放送における手話通訳、外国語放送、文字放送及び多言語に対応したソーシャルメディアによる発信、並びに避難施設での文字媒体、手話通訳者を活用するなど、要配慮者に対する情報伝達及び広報について十分配慮するものとする。

第4節 屋内退避等の防護措置

【主な実施担当】

危機管理対策課、各支所、市民協働課、税務課、福祉総合相談課、社会福祉課、高齢福祉課、健康増進課、子ども福祉課、保育課、環境推進課、教育総務課、学校教育課、三国病院、嶺北消防組合、坂井消防団

【実施計画】

市民の生命及び身体を原子力災害から保護することが重要であることから、屋内退避等の防護措置について定め、市民の安全確保を図る。

感染症流行下において原子力災害が発生した場合には、被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、住民の生命・健康を守ることを最優先とし、感染者や感染の疑いのある者も含め、感染拡大・予防対策を十分考慮した上で、避難や屋内退避等の各種防護措置を行う。

第1 避難等の基準

1 避難及び一時移転

避難及び一時移転の実施に当たっては、原子力規制委員会が、施設の状況や緊急時モニタリング結果を踏まえてその必要性を判断し、国の原子力災害対策本部が、輸送手段、経路、避難所の確保等の要素を考慮した避難等の指示を、市を通じて市民等に混乱がないよう適切かつ明確に伝えなければならないことになっている。

暴風雪や大雪時など、気象庁から特別警報等が発令された場合には、外出を控える等の安全確保を優先する必要があるため、天候が回復するなど、安全が確保されるまでは屋内退避を優先するものとする。

2 屋内退避

屋内退避は、避難の指示等が国から行われるまで放射線被ばくのリスクを軽減しながら待機する場合や、避難又は一時移転を実施すべきであるが、その実施が困難な場合、国からの指示により行うものである。特に、病院や介護施設においては避難より屋内退避を優先することが必要な場合があり、この場合は、一般的に遮へい効果や建屋の気密性が比較的高いコンクリート建屋への屋内退避が有効である。

また、国が屋内退避指示を出している中で、自然災害を原因とする緊急の避難等が必要となつた場合には、関係市町は、人命最優先の観点から、当該地域の住民に対し避難指示を行うことができる。その際には、国、県、関係市町は、緊密な連携を行うものとする。

3 指定避難所等

市は、緊急時に必要に応じ指定避難所、スクリーニング等の場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。また、必要に応じ、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所等として開設するものとする。さらに、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努めるものとする。

市は、防災ネットを活用し、避難者受付及び避難人数把握、ニーズ集約など、効率的な避難所運営に努める。

また、市は、必要に応じ、被災者支援等の観点から避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよ

う、連携に努めるものとする。

第2 屋内退避等の防護措置

1 市民への注意喚起

市は、県がPAZ及びUPZ圏内で予防的防護措置（避難）を実施した場合には、必要に応じて市民に対し、予防的防護措置（屋内退避）を行う可能性がある旨の注意喚起を行う。

2 屋内退避等の防護措置の実施

市は、事態の規模、時間的な推移に応じて、国から避難等の予防的防護措置を講じるよう指示された場合、又は、緊急時モニタリング結果や、国の指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、指針の指標を超えるおそれがあると認められる場合は、市民に対する屋内退避等の防護措置の連絡、確認等必要な緊急事態対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には県と連携し、国に支援を要請する。

市は、国が、原子力災害の観点から、屋内退避指示を出している中で、自然災害を原因とする緊急の避難等が必要になった場合には、人命最優先の観点から、当該地域の住民に対し、地方公共団体独自の判断で避難指示を行うことができる。その際には、国と緊密な連携を行うものとする。

原子力災害合同対策協議会は、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地対策本部及び関係地方公共団体が相互に協力して作成したUPZ内の一時移転等の対象地域や対象者の数等を含む一時移転等の実施方針について確認を行った後、関係地方公共団体や原子力災害対策本部等の間で認識の共有を図るものとする。

3 市民等への情報提供

市は、県と協力し、市民等に向けて、災害の概要、屋内退避等の防護措置に必要な情報等の提供に努める。

第3 広域避難者の受入れ及び協力

1 広域避難者の受入れ

市は、福井県広域避難計画要綱及び関係市町の避難計画に基づき、県等から、市町の区域を越えて避難者の受入要請があった場合には、あらかじめ指定した施設を避難所として開設し、その結果を県に対して報告する。

なお、必要に応じ、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、施設管理者の同意を得て避難所として開設するよう努める。

また、広域避難者を受け入れる場合、市は、被災市町と協力して、避難所の運営を行うとともに、その他災害救助活動に協力する。

2 広域避難者情報の共有

市は、他市町からの問い合わせに迅速に対応することができるよう、国及び県の協力のもと、全国避難者情報システムなどを活用し、避難者の所在地等の情報を他市町村と共有する仕組みの整備に努める。

第4 安定ヨウ素剤の予防服用

緊急時における市民への安定ヨウ素剤の配布及び服用については、原則として、国（原子力規制委員会）が服用方針を決定する。

市は、放射性ヨウ素による健康被害の発生が予想され、国が服用を決定した場合、原子力災害から市民の生命を保護するため、国または県の指示に基づき、医療機関と連携して市民に対する

安定ヨウ素剤の予防服用措置を実施する。

ただし、プルーム通過時の防護措置としての安定ヨウ素剤の投与の判断基準、屋内退避等の防護措置との併用のあり方等については、原子力規制委員会において検討した上で、原子力災害対策指針に記載される予定であり、今後示される国や県の方針に基づき措置する。

第5 応援協力活動

1 救急救助及び消火活動

嶺北消防組合は、福井県広域消防相互応援協定に基づき、応援を要請された場合、応援隊を派遣し、福井県広域消防相互応援協定に基づく業務を実施する。

2 応援に係る留意事項

- (1) 応援隊は、受入れを行った災害対策本部の総合的調整のもとで活動する。
- (2) 応援隊は、協定等で特別な定めのない場合、原則として、身体に放射性物質又は放射線の影響のない地域の活動のみとし、市及び嶺北消防組合は、応援隊の派遣に際し、その内容について、県、関係市町等と十分協議する。
- (3) 市は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療に関する助言その他の必要な援助を求める。

3 医療措置

市は、県が行う緊急時における市民等の健康管理、汚染検査、除染等原子力災害医療（被ばく医療等の原子力災害時における医療）について協力する。

4 防災業務関係者の安全確保

市は、防災業務関係者が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合には、災害対策本部（又は現地災害対策本部）と現場指揮者との間で連携を密にし、適切な被ばく管理を行うとともに、災害時特有の異常心理下での活動において冷静な判断と行動が取れるよう配慮する。

また、二次災害発生の防止に万全を期するため、被ばくする可能性のある環境下で作業する場合の防災業務従事者相互の安全チェック体制を整えるなど、安全管理に配慮する。

第4章 原子力災害中長期対策

第4章 原子力災害中長期対策

《目 次》

第1節 緊急事態解除宣言後の対応.....	45
第2節 災害地域住民に係る記録等の作成.....	45
第3節 風評被害等の影響の軽減.....	45
第4節 心身の健康相談体制の整備.....	45

第1節 緊急事態解除宣言後の対応

市は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、必要に応じて引き続き存置される原子力災害現地対策本部及び原子力被災者生活支援チームと連携して原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施する。

第2節 災害地域住民に係る記録等の作成

第1 災害地域住民の記録

市は、屋内退避等の措置をとった市民等が、災害時に当該地域に所在した旨を証明し、また、避難所等においてとった措置等をあらかじめ定められた様式により記録する。

第2 災害対策措置状況の記録

市は、被災地の汚染状況図、緊急事態応急対策措置及び原子力災害中長期対策措置を記録しておくものとする。

第3節 風評被害等の影響の軽減

市は、国および県と連携し、科学的根拠に基づく農林畜水産業、地場産業の產品等の適切な流通等の確保や観光客の誘致促進等のため、速やかに広くかつ継続的にテレビ、ラジオ、新聞、雑誌等の媒体、インターネット等を積極的に活用して安全性に係る広報活動を行うものとする。

第4節 心身の健康相談体制の整備

市は、国からの放射性物質による汚染状況調査や、指針に基づき、国及び県とともに、居住者等に対する心身の健康相談及び健康調査を行うための体制を整備し実施する。